

令和3年度  
県知事要望

令和2年8月

松江市

令和2年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也 様

松江市長 松 浦 正 敬

### 令和3年度 県知事要望について

松江市政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、山陰の中心である中海・宍道湖・大山圏域の中核都市として、これまでの経験を踏まえ、一層、行政サービスの質を高め、島根県そして山陰をリードできる、松江ならではの地方創生を進めたいと考えています。

さて、本年は新型コロナウイルス感染症という過去に経験したことのない危機に直面しており、日々状況が変わるなか、スピード感を持って必要な施策の実現に取り組んでいるところです。

コロナ対策の施策については、島根県市長会を通じ、緊急要望として提出させていただきましたが、この難局に県と市が連携し、一体的に対応していくことがこれまで以上に重要となっていることは明らかです。

また同時に、本市としてはこれまで継続して要望してまいりました独自課題の解決についても引き続き取り組んでいく必要がございます。

つきましては、お互いの力をより効果的に発揮していくためにも、県との連携が欠かせない以下の重点要望施策の実現について、格別のご理解とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 重点要望事項一覧

番号	項 目	頁	区分
1	地方創生の実現に向けた県と市の連携について	1	継続
2	中心市街地のまちづくりの推進、並びに大橋川改修及び関連事業について	2	継続
3	「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長及び制度拡充について	4	新規
4	過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）の延長と新たな法律の制定について	5	新規
5	島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について	6	継続
6	航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について	7	継続
7	原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について	8	継続
8	観光誘客対策の実施について	10	継続
9	共同設置保健所の運営について	12	継続
10	宍道湖の諸問題に取り組む「宍道湖会議」の設置について	13	継続
11	新幹線ネットワーク及び高速道路の整備について	14	継続
12	小中学校教職員の人事権の移譲及び、少人数学級編成見直しの再考について	16	継続
13	松江城の世界文化遺産登録に向けた取り組みへの協力について	18	継続
14	浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について	19	継続
15	都市基盤整備及び農林水産基盤整備に係る重要施策について	20	継続

## 1. 地方創生の実現に向けた県と市の連携について

### 【要望事項】

1. 人口減少問題に対し、効果的かつ効率的に施策の展開を図るためには県と市町村が一体となって取り組む必要があるため、県と市町村の情報共有と協議の場を設定していただくよう要望します。
2. 地方へ政府機関や企業を適正に再配置し、それによって人口の地方移転を可能にする政策を至急検討されるよう、人口減少、少子高齢化の先進県といわれている島根県から市町村と一体となって、政府に働きかけていくよう要望します。
3. 高速道路や新幹線ネットワークの整備など社会基盤の整備推進についても県が主体的に隣県や関係市町村と連携し、政府に対して強く働きかけていくことを要望します。
4. 中海・宍道湖・大山圏域の活性化を図るため、島根県・鳥取県・圏域 5 市が連携して圏域のあり方を検討していくことについて、ご理解とご支援を頂きますよう要望します。

### 【要望背景】

1. 現在、県と市町村は人口減少問題を喫緊の課題と位置づけ、各種施策に積極的に取り組んでいますが、依然として人口の東京一極集中傾向に歯止めがかかっていません。県と市町村が密接に連携を図り、効果的かつ効率的に施策の展開を図る必要があります。
2. 東京一極集中に対処する手法の目玉策として政府により政府機関等の地方移転が検討されてきましたが、極めて不十分なものと言わざるを得ません。  
政府は、これまでの地方創生の施策を検証したうえで、国土の総合的な土地利用計画に基づき、政策転換を図ることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症は過密な大都市圏で感染者が多く発生し、経済活動の停滞など社会問題となったことから、地方への人口、企業の分散や政府機関の地方移転などリスク分散を図ることも必要です。
3. 人口減少対策のための地方創生の実現や大規模災害時に備えた代替機能確保のために、高速道路や新幹線ネットワークの早期整備が求められています。制度改革、規制緩和などのソフト面での対策と同時に、ハード整備も取り組む必要があります。
4. 本市は島根・鳥取の 5 市で中海・宍道湖・大山圏域市長会を構成し、広域的な施策を展開しています。この圏域が、両県の人口の受け皿になるものと考えていますが、更なる発展を図るためには、物流・人流の効率化や観光等へのアクセス向上のためのハード整備も必要です。今後、圏域の活性化を図るため、両県並びに圏域 5 市が連携して圏域の在り方について検討してまいりたいと考えています。

## 2. 中心市街地のまちづくりの推進、並びに大橋川改修及び関連事業について

### 【要望事項】

1. まちづくりを推進するには、県市の連携が必要不可欠であることから、JR松江駅周辺地区や殿町周辺地区などの中心市街地の活性化に向けて、官民が連携して取り組むまちづくりの議論について、県も窓口となる担当部局を定め積極的に参画するよう要望します。
2. 大橋川の改修及び関連事業につきましては、早期完成に向け以下の点について要望します。
  - (1) 白潟地区については、都市再生整備計画を策定し、今年度より、本格的にまちづくりに着手し各種事業に取り組む予定である。特に、白潟本町においては、都市計画道路 末次本町雑賀本町線の整備がまちづくりに密接に関連する重要な事業であるため、県においては、本路線の早期着手を図ること。
  - (2) 新大橋については、事業着手となったところだが、工事期間中の周辺への影響が極力小さくなるよう、工事工程や施工方法等、十分な検討を行い、早期の工事着手、完成に向けて取り組むこと。
  - (3) 松江市街地の内水対策についても、大橋川改修の工程と整合を図りながら事業を進めること。

特に、四十間堀川放水路の整備については、かわまちづくり計画による千鳥南公園と親水護岸の整備計画との調整を図りながら、事業を進めること。あわせて、水門の構造については、公園の利活用に影響を与えず、宍道湖岸の良好な景観と調和したものとすること。
  - (4) 大橋川沿岸の水辺の公共空間においては、賑わい創出のための利活用促進を図る観点から、民間事業者によるイベントや社会実験の実施について、占用基準の緩和等に向けて、調査・研究すること。

## 【要望背景】

1. 本市は、立地適正化計画を策定し、本市中心部を「都市の中核」と位置付けて都市機能誘導区域に指定し、必要な高次都市機能の維持・充実・強化を図ることとしています。特に、JR松江駅周辺地区及び殿町周辺地区は、本市のまちづくりの発展にとって重要な地区であり、その魅力づくりに向けては、官民連携は当然のことながら県・市一体となって推進する必要があります。
2. 大橋川改修は、大橋川本川の改修のみならず、新大橋架け替えを含めたまちづくり、市民生活の影響など、多くの課題に取り組みなければならない最重要課題であることから、国・県・市の連携のもと、事業の進捗を図る必要があります。

大橋川改修にあわせて、上流の拡幅部となる白潟地区において、①ひとづくりと拠点整備と市街地のスポンジ化対策、②まちあるき観光客の誘導、③水辺や都市空間と調和した落ち着いたあるまちなみの形成を目指して、令和2年度に計画の策定・提出を行っています。今年度から2期10年間を計画期間として、水辺のにぎわい拠点の整備、道路の美装化、電線類の地中化、修景支援の各種事業に取り組みます。

また、白潟本町においては、長期未着手都市計画道路の整備とまちづくりが密接に関連することから、地元関係者の方々から早期事業着手を望む要望書が提出されたところであり、早期に事業化する必要があります。

大橋川・宍道湖周辺において、新大橋を含めた大橋川周辺の水際を構成する光により、統一的な夜間景観を創出していくため、光のマスタープランの別冊として大橋川周辺夜間景観マスタープランを策定し、観光資源としても活用可能な夜間景観を創出していく必要があります。

あわせて、水辺の公共空間の利活用促進についても取り組む必要があります。ミズベリング松江協議会においては、今年3月、水辺の利活用の推進のため、民間事業者による水辺での経済活動につながる「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」を作成し、国の登録を受けました。

例えば、伊勢宮町の松江港内の港湾緑地については、背後の市街地と連携した賑わい創出につながるエリアであり、民間事業者からの活用の要望があります。現状では、市など行政が主体となった利用に限定されており、民間のスピード感や企画力を十分に生かせない状態です。このため、港湾緑地内での賑わい創出を目的とした活動に対する占用基準の緩和を図ることで、水辺利活用を推進する必要があります。

### 3. 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長及び制度拡充について

#### 【要望事項】

原子力発電施設等立地地域の振興を実現するために、特別措置法の期限延長及び制度拡充について、国へ強く要請するよう要望します。

#### 【要望背景】

平成 13 年 4 月に 10 年間の時限立法として施行された「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、平成 23 年に 10 年間延長され、令和 3 年 3 月末をもって期限を迎えることとなっています。

しかし、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき決定された「島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」の事業には未完了の県・市事業があり、令和 3 年 3 月末に「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」が失効となれば、「島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」に定める事業の実施が困難になります。

「島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」の目標である「広域ネットワークの基盤の形成、産業の振興、都市・生活環境基盤の形成」は道半ばであり、計画の目標を実現するためには、法律の期限延長が必要不可欠です。

福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力発電所の立地・運転にあたっては、これまで以上に立地地域の住民等、関係者の理解と協力を得ることが必要となっています。そのためには、原子力安全対策の充実強化のための基盤整備を実施していかなければならず、法律の期限延長はもとより、特例措置の適用対象事業の拡大や補助率の嵩上げといった制度拡充が必要です。

本市としても、「全国原子力発電所所在市町村協議会」を通じた要請活動など、あらゆる手段を講じて法律の期限延長及び制度拡充に向けて取り組んでまいります。

## 4. 過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）の延長と新たな法律の制定について

### 【要望事項】

1. 人口移転の受皿づくりを現行制度を活用してスピードを持って行うため、現過疎法を当面5年程度延長することを関係方面に共に要望するようお願いします。
2. 延長後の新過疎法については次のとおり要望し、県においては市と連携を密にし、また国へ積極的に要望する等、新過疎法による市への影響が最小限となるよう支援することを要望します。
  - (1) 過疎地域によって課題が異なるなど、地域ごとに必要な支援は多様化しているため、過疎地域の実態に即した支援の継続や過疎地域の持続的発展に資する新たな過疎対策法を制定し、引き続き総合的な対策の充実を図ること。
  - (2) 新たな過疎対策法においても、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けること。

### 【要望背景】

過疎地域においては、依然、人口減少に歯止めがかからない状況の中、現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に期限を迎えます。昭和45年以来、四次にわたり議員立法として制定された過疎法のもとで、公共施設の整備などに一定の成果がありました。

国が設置した過疎問題懇談会は、4月にまとめた提言の中で、「引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要」としたところです。

また、新型コロナウイルス感染症により事態は大きく変わり、大都市圏への人口集中リスクが改めて認識され、今後、過密の大都市圏から地方圏への人口移転を促す過疎対策を更に拡充・充実させる必要があります。



## 5. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について

### 【要望事項】

1. 令和3年10月に延期した第11回日本ジオパーク全国大会島根半島・宍道湖中海大会について、令和2年度と同等の財政支援を要望します。
2. 全国大会参加者などが当ジオパークを周遊できるように、当ジオパーク内におけるサイクリングロードや案内看板・展望台等の整備など、全国大会を成功に導くための必要な支援を要望します。
3. 当ジオパークと隠岐ユネスコ世界ジオパークの連携を強化し、来訪者が周遊できるように、県が中心となって両ジオパークをつなぐ旅行商品造成、観光PRなどの取り組みを実施することを要望します。

### 【要望背景】

令和2年10月25日～27日に開催を予定していた第11回日本ジオパーク全国大会島根半島・宍道湖中海大会は、新型コロナウイルス感染症が終息している見込が立たないため、令和3年10月に1年延期したところです。

全国大会は、県内外から約1,000人が参加する見込みであり、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」を構成する松江市・出雲市や島根県の魅力を全国に発信する絶好の機会となります。

全国大会の成功、新型コロナウイルス感染症終息後の地域振興に向けて、ジオガイド養成、環境保全活動の推進、ジオツアー造成による交流人口の拡大、地元特産品PRなどを推進する必要があり、島根県や隠岐ユネスコ世界ジオパークと連携した取り組みの強化が必要となっています。

## 6. 航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について

### 【要望事項】

自衛隊美保飛行場における自衛隊機の訓練飛行空域に、松江市八束町のほぼ全域が含まれていることから、本市も基地等所在地の境港市、米子市と同等の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく「特定防衛施設関連市町村」への指定並びに地域の実情に合わせた柔軟な民生安定事業の拡大について、現行制度を積極的に見直すことを引き続き国に対して要請するよう要望します。

### 【要望背景】

昭和 54 年に C-1 型輸送機が美保基地に配備されて以来、大型輸送機のパイロットを育成するための訓練飛行に使用される空域に本市八束町のほぼ全域が含まれています。

C-2 型輸送機の導入に伴い「航空自衛隊美保基地周辺における生活環境の整備並びに地域振興策について（要望）」を防衛省に要望しましたが、現行制度等に照らして現時点では「特定防衛施設関連市町村」に指定することは困難である旨の回答をいただきました。

令和元年度末までに、航空自衛隊 C-2 型輸送機 9 機、陸上自衛隊大型輸送ヘリコプター（CH-47）が 2 機配備されています。

令和 2 年度までに C-2 型輸送機 1 機、さらに平成 30 年 12 月 18 日に策定された「防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画」により、令和 3 年以降、空中給油・輸送機（KC-46A）が 6 機配備される計画となっています。このことから、美保飛行場の輸送任務の拡大により、訓練空域、訓練飛行高度等の拡大が予想されます。

訓練飛行に使用される空域が基地等所在地の境港市、米子市以上となることから、「特定防衛施設関連市町村」に指定されるよう制度改正を含めて要望するものです。

あわせて、現在、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 8 条に基づく民生安定事業の助成は、建物、道路及び消防施設等のハード事業に限定されています。地域の安心・安全を図るうえで地域の実情に合わせた柔軟な民生安定事業が行われるよう、制度改正を要望するものです。

## 7. 原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について

### 【要望事項】

1. 国に対し下記のとおり要請するよう要望します。
  - (1) 原子力発電所の使用済燃料及び放射性廃棄物の処理・処分については、国の主導により早急に取り組むこと。
  - (2) 原子力発電所周辺住民の円滑な避難には、他地域の住民の理解と適切な行動が重要となるため、県や市が実施している原子力災害対策の検討に最大限の支援を行うこと。
  - (3) 安定ヨウ素剤については、誤飲や指示に基づく服用時の副作用発生時の対応について、住民が安心出来るよう法的整理と医療救護体制を構築すること。
  - (4) 住民避難については、多くの市民が島根県中西部へ避難することになるため、避難道路となる山陰自動車道の早期開通を実現すること。
  - (5) 島根原子力発電所2号機及び3号機の適合性確認審査については、市民の安全確保の観点から、厳格な審査を行うこと。
  
2. 県においても下記のとおり取り組みを実施されるよう要望します。
  - (1) 地域防災計画や広域避難計画に基づく原子力災害対策の実効性の向上に引き続き取り組むこと。また、原子力発電所近傍の住民ほど災害リスクが高いことを踏まえ、官民一体となった原子力防災体制の確立に取り組むこと。
  - (2) 市民の安心・安全の確保に向け、避難手段や要配慮者の避難誘導體制の確保等について、引き続き県と市で連携して課題解決に努めること。
  - (3) 安定ヨウ素剤の事前配付については、新たに国から示された薬局等での事前配布手法の検討を含め、原子力災害医療を所管する県において、引き続き取り組むこと。
  - (4) 原子力災害時の避難道路と位置づけられる重要な道路の整備、拡幅、橋梁の耐震化を早期に図ること。
  - (5) 住民避難については自家用車による避難が想定されるため、避難退域時検査も踏まえた避難時間推計を改めて実施したうえで、島根県警等と協力し、避難経路の渋滞緩和対策を講じること。
  - (6) 避難退域時検査については、必要な要員や資機材などの充実を図るとともに、要員に対する訓練や研修を定期的に行うなど、緊急時に迅速且つ適切な対応ができるよう努めること。

### 【要望背景】

住民の安心・安全を確保するためにも、原子力発電所の使用済燃料の処理・処分の問題について、国主導のもと早急に取り組む必要があります。

島根原子力発電所に近い松江市民の避難を円滑に進めるには、周辺市の理解と協力がが必要です。県においては、鳥取県、周辺市を含む島根地域原子力防災協議会や原子力防災連絡会議にて、避難計画等の実効性向上に係る検討を進められているところですが、周辺自治体と連携を密にして実効性のある防災対策となるよう、引き続きご尽力いただきたいと考えます。

安定ヨウ素剤については、県において説明会を開催し、事前配布事業を実施されています。令和元年7月に原子力規制庁が、薬局等にて配布を行う手法を示しております。この手法により市民の事前配布を受けるにあたっての負担軽減が図られ事前配布率の向上も期待されますので、具体化に向けた検討をお願いします。

また、安定ヨウ素剤は、ごく希に服用により副作用が生じることがあります。原子力災害が発生した場合には原子力損害賠償制度の対象となりますが、平常時に事前配布されたヨウ素剤を誤飲した場合に生じた副作用については賠償制度の対象になりません。そのため、市民が安心して事前配布を受けることができるよう、誤飲についても法的整理を行う必要があります。あわせて、原子力災害時において、安定ヨウ素剤服用による副作用が発生した患者への対応のため、救急医療機関等における医療救護体制を充実させる必要があります。

原子力災害が発生した場合の複合災害も想定し、歩道も含む避難道路の整備や橋梁の耐震化などについて、早急を実施する必要があります。

市民が避難する場合の移動手段は自家用車が想定されますが、かなりの交通渋滞が予想されます。避難退域時検査による渋滞等も想定した「避難時間推計」を改めて実施し、島根県警などの協力のもと、避難経路の渋滞緩和計画をあらかじめ定める必要があります。

避難退域時検査については、円滑な住民避難が実施できるよう、「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」に基づき、必要な要員や資機材の充実及び要員に対する訓練・研修等を定期的に行うなど、更なる体制向上に努めていただきたいと思います。

### 【参考資料】 道路位置図（末尾に添付）

## 8. 観光誘客対策の実施について

### 【要望事項】

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県内の観光事業全般においても過去に例を見ない極めて厳しい状況となっています。本市は令和 3 年に松江国際文化観光都市建設法制定 70 周年という記念の年を迎えるため、観光誘客対策として次のとおり要望します。
  - (1) 「松江城」「水の都松江」を生かしたコンテンツ充実に対する支援や観光プロモーションに対する支援を行うこと。
  - (2) 松江の茶の湯文化への関心を、観光誘客や文化振興へ着実につなげていくため、引き続き積極的な情報発信に取り組むこと。
  - (3) JR西日本による豪華寝台列車「トワイライトエクスプレス 瑞風」や本年運行開始の新たな長距離列車「ウエストエクスプレス銀河」などの運行にも大きな影響が出ている。早期回復につなげるためにも、ひきつづきJR西日本等との連携強化を図ること。
  - (4) フジドリームエアラインズ（FDA）の静岡便・仙台便の就航により拡大した新たなマーケットである中部・東北地区からの観光誘客やMICE誘致を推進するため、観光プロモーションの強化を図ること。
  - (5) 国立公園満喫プロジェクト推進のため、隠岐地域や島根半島東部地域、島根半島西部地域、三瓶地域、鳥取県など関係団体との連携強化及び情報発信に積極的に取り組むこと。
2. 国が 2030 年に向け訪日外国人旅行者数 6,000 万人を見据えて反転攻勢を目指す中、今後インバウンド対策を強化するため、次のとおり要望します。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の収束により誘客が可能となった国・地域から順次、迅速かつ効果的なプロモーションを展開し、インバウンド需要の回復・拡大を図ること。またその時期までは、290 万人もの国内在住外国人向けに情報発信を行うなど戦略的なプロモーションを実施し、島根県の認知度向上に取り組むこと。
  - (2) 出雲縁結び空港への国際航空路線の開設は大きな弾みとなり地域経済の活性化につながることを期待される。台湾等との国際航空路線の開設、さらには定期便化の実現に向け、継続して積極的な取り組みを図ること。
3. 「出雲縁結び空港」の運用時間について、周辺住民の理解を前提とし、延長することを要望します。

## 【要望背景】

1. これまでも島根県と連携して様々な観光誘客対策を行ってきました。令和元年は、10年ぶりとなる「ホーランエンヤ」の開催などによって、本市の観光入込客数も過去最高を記録し、全国的に島根県や本市への関心が高まってきています。

本市は令和3年に松江国際文化観光都市建設法制定70周年という記念の年を迎えます。新型コロナウイルス感染症の影響から早期に回復するためにも、県と市が一丸となって観光誘客対策を実施することを要望します。

◇観光入込客数 令和元年：1,046万人（前年比7.4%増）

平成30年：973万人

平成29年：998万人

◇宿泊客数 令和元年：211万人（前年比4.1%増）

平成30年：202万人

平成29年：209万人

◇新型コロナウイルス感染症の影響

松江城をはじめとする観光施設を令和2年4月10日から5月31日まで休館としました。民間観光施設及び宿泊施設においても、国の緊急事態宣言等を受け、休館するところが相次ぎました。また4月においては、民間観光施設及び宿泊施設とも対前年10%程度の稼働が大半であり、当市の地域経済にも大きく影響を及ぼしています。

2. 「出雲縁結び空港」は、山陰を代表する拠点空港であり、産業振興、観光振興、文化交流などの要となる極めて重要な社会基盤です。令和元年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、2年連続100万人達成は実現しなかったものの、997,048人となり、開港以来2番目に多い利用者数となりました。

特に、近年の静岡便、仙台便、神戸便など地方空港間を結ぶ新規路線の開設は、観光交流や企業交流はもとより、文化・スポーツ交流、定住促進などの大きな効果が期待できるものと考えています。

3. 出雲空港発着便の令和元年度利用率は、東京便81.4%、名古屋便72.8%、大阪便72.2%、静岡便68.5%、仙台便63.4%と大変高く、潜在的な需要があると思われます。このことから、運用時間の延長による増便により、一層の利用増を図ります。

## 9. 共同設置保健所の運営について

### 【要望事項】

1. 保健所としての機能を最大限発揮できるよう市独自施策についても特段の協力をいただくよう要望します。
2. 地域に対してきめ細かい健康づくりの取組みを行うために、各保険者が保有している健診データ及び診療報酬データを市町村の公民館単位に集約し、市に提供する仕組みを構築するよう要望します。
3. 将来的な運営主体の在り方について、保健所共同設置規約附則第2項に基づき検討を加える場を設定いただくよう要望します。

### 【要望背景】

本市と県との間で、共同設置松江保健所を設置してから2年が経過しました。この間、共同設置保健所と市・県の本庁職員との間で連絡協議の場を設けて、運営上の課題や懸案事項を共有し、課題解決を図りながら円滑な事業運営に努めております。

共同設置保健所のメリットとして、①経験豊富な県職員が配置されており、人材育成がしやすい。②県本庁や県内の保健所、島根県保健環境科学研究所、児童相談所、心と体の相談センター等との連携や応援が得られやすい。③施設の有効活用が図れるなどがあります。

また、デメリットとしては、常に県（圏域）事業との整合性を図る必要性があり、市独自の施策展開ができにくいことなどがあります。

設置から3年目を迎え、共同設置保健所のメリットを生かすとともに、地域に密着した健康づくり施策を推進するために、保健所としての機能をより発揮していきたいと考えています。

多くの市型保健所においては、その組織において、保健所内に保健センター業務を位置付けており、一体的に運営を行っています。現在、県型保健所の機能と体制を維持していますが、共同設置保健所の枠組みの中で、可能な限り市型保健所と同様な機能と体制を構築することで、市民にとってより身近な保健所になります。

具体的に市独自施策は以下のとおりです。

- ① 松江市自死対策計画（平成30年度策定）の推進
- ② 働きざかりの健康づくりに向けて壮年期の健診やがん検診の受診状況及びデータに基づく事業展開
- ③ 改正健康増進法の施行に伴う事業所への受動喫煙対策と啓発・研修等について

## 10. 宍道湖の諸問題に取り組む「宍道湖会議」の設置について

### 【要望事項】

未来に向かってより良い環境の宍道湖となるよう、島根県の主導により、宍道湖にかかる諸問題を協議・検討する会議を設置し、総合的な施策がなされることを要望します。

### 【要望背景】

平成 6 年に「宍道湖沿岸自治体首長会議（松江市、平田市、斐川町、宍道町、玉湯町）」を設立、平成 24 年には新たな枠組みとして、「宍道湖水環境改善協議会」に改組し、水環境の改善に取り組んでいるところです。

一方で、宍道湖にかかる諸問題は、水環境だけではなく、シジミなどの水産資源や宍道湖の利活用など多方面にわたっています。「宍道湖水環境改善協議会」は、環境部局が主体であるため、これらの課題解決に向けての取り組みは限定的にならざるを得ず、効果的な施策がとれない状況にあります。

加えて、島根県で「宍道湖に係る湖沼水質保全計画（第 7 期）」を策定され、目標達成に向け各種計画を着実に実施される必要があります。特に、流域自治体が一体となった取り組みが重要であると考えますが、流域自治体が情報交換をし、取り組みを確認する場が欠如し、流域連携が十分とは言えない現状です。

つきましては、島根県主導のもと、関係部局の垣根を超えることはもとより、流域自治体も一体となった会議体として「宍道湖会議」を設置し、宍道湖の諸問題の解決にむけて強力に取り組んでいただきたいと思います。



## 11. 新幹線ネットワーク及び高速道路の整備について

### 【要望事項】

1. 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」（伯備新幹線）の整備について、既存組織である「中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会」等を通じて、県が岡山県や鳥取県等と県レベルで連携を図るとともに、国への要望活動等を主導することを要望します。
2. 山陰自動車道について、引き続き、早期全線開通に向けた確実な財源措置が行なわれるよう、県においても、国に要望するようお願いします。
3. 「境港出雲道路」全線の整備方針及び整備計画を明確にし、事業の推進を図ることを要望します。また、「松江北道路」を早期に整備するよう要望します。
4. 高速道路の暫定2車線区間においては、「高速道路における安全・安心基本計画」に位置づけられた優先整備区間の4車線化が早期に推進されるよう、県においても、国等に要望するようお願いします。

## 【要望背景】

1. 昭和 48 年、「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」（伯備新幹線）が、全国新幹線鉄道整備法に基づき閣議決定により基本計画路線となりましたが、その後 45 年以上にわたり進展をみていません。山陽新幹線や北陸新幹線が開通した地域が発展する中、山陰地方では都会地への人口流出が進み、産業も衰退し地域格差が拡大している現状です。

人口減少対策のための地方創生の実現や大規模災害に備えた代替機能確保の観点から、新幹線ネットワークの整備は、最も有効な手段の一つと言えます。また、県東部を含む中海・宍道湖・大山圏域に新幹線が整備されることで、本県の人口流出を食い止めるダム役割を担うことができます。

国が平成 29 年度から実施する「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」終了後、基本計画路線からの格上げの議論が始まり、現在整備中の「北陸新幹線金沢－敦賀間」及び「九州新幹線長崎ルート」が開業した後、半世紀ぶりに基本計画路線から整備計画路線への格上げがなされると言われています。

この機会を逃すと数十年間、新幹線の話が消えてしまいかねません。子や孫の世代に新幹線という資産をこの地域に残せるかどうかは、今、この取組にかかっていると考えます。

2. 山陰自動車道は、圏域を超えた連携、交流による産業・観光の振興により活力ある地域づくりに資するだけでなく、災害時の救援・避難路として、また中国やまなみ街道（尾道松江線）・中国縦貫自動車道・山陽自動車道及び瀬戸内しまなみ海道などと一体となって、高速交通ネットワークを構成する必要不可欠な路線です。
3. 地域高規格道路「境港出雲道路」は、中海・宍道湖・大山圏域を結ぶ「8の字ルート」の一部を構成する路線であり、圏域を結ぶことで移動時間の短縮や広域観光ルートの形成が図られるとともに、市街地の慢性的な渋滞緩和、災害時の避難路としての役割を担うなど多面的な効果が発揮されることとなるため、早期に整備することが必要です。
4. 山陰道の全線開通に向け県内の高速道路の整備が進む中、暫定 2 車線区間については、速度低下や対面通行の安全性、事故発生時や大雪時に渋滞や通行止めが発生しやすいなどの課題があるため、4 車線化が必要です。

## 12.小中学校教職員の人事権の移譲及び、少人数学級編成見直しの再考について

### 【要望事項】

1. 本市のように、人事権を受け入れる環境と基盤を有し、希望する自治体には、小中学校の教職員の人事権を移譲されるよう要望します。また、平成17年度に県と5市4町で教職員の人事権移譲に関するワーキング会議を立ち上げましたが、改めてワーキング会議を設置し、検証・検討をしていただくよう要望します。
2. 少人数学級編成見直しにより、児童・生徒一人一人に対するきめ細かな指導が困難になるとともに、教職員の業務量が増大し、現在、強力に進めている「教員の働き方改革」に逆行すると危惧をしています。今後、新型コロナウイルス感染症の第2波が懸念される中、少人数学級編成の見直しが実施されることにより、「3密」を避け、児童・生徒の安全確保を図ることが益々困難となることが予想されます。こうした観点から、改めて少人数学級編成見直しについて再考いただきますよう要望します。

## 【要望背景】

1. 中核市となり、本市で研修を受けた教職員が、本市への愛着をもって、本市の職員としての自覚と使命感を明確にもち、「松江市の子どもを育てていく」ことが重要なことと考えています。そのためには、教職員の任用から人事異動等の人事施策を市の裁量で行うことが必要となります。

また、平成 17～18 年度にかけて県と市町村で教員人事権移譲に関して検討された際には、中間報告として「国の制度改正の状況を踏まえた上で、再度、調査・研究を行うこととしたい」ということなどが報告されています。

この報告が示された時点から、既に 10 年以上が経過し、取り巻く状況も大きく変化をしております。当時に検討すべき課題とされた 9 項目について、その後、全く検討されていないため、改めてワーキング会議を設置し、検証・検討をしていただくよう要望します。

2. 島根県では小学校第 1 学年から中学校第 3 学年までの少人数学級編制が平成 28 年度に完全実施となり、これにより、小学校第 1 学年及び第 2 学年は 30 人学級編制（島根スクールサポート事業の選択も可）、小学校第 3 学年から中学第 3 学年までは 35 人学級編制となり、国の基準より 5 人（小学校第 2 学年は 10 人）少ない人数での学級編制が可能となりました。児童・生徒一人一人に目が行き届き、きめ細かな指導ができるため、児童・生徒の学力向上に大きく貢献してきました。また、児童・生徒理解、問題行動やいじめ・不登校等の生徒指導上の問題の未然防止につながっています。

しかし、島根県の令和 2 年度予算編成において重点的に見直す 23 の事業が示され、この中に少人数学級編制、スクールサポート事業が盛り込まれました。

こうした見直しが見直される中、新型コロナウイルスが全国で感染拡大し、松江市においても休校措置や分散登校などの対応を行ったところです。今後、新型コロナウイルス感染症の第 2 波が懸念される中、学校での感染予防対策を進めておりますが、少人数学級編制の見直しが実施されることにより、「3 密」を避け、児童・生徒の安全確保を図ることが益々困難となることが予想されます。こうした観点から、改めて少人数学級編制見直しについて再考いただきますよう要望します。

## 13. 松江城の世界文化遺産登録に向けた取り組みへの協力について

### 【要望事項】

松江城の世界文化遺産登録に向け、引き続き特段の支援及び協力を要望します。

### 【要望背景】

本市は、平成 28 年 5 月に近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会に参加し、同様に国宝天守が所在する長野県松本市及び愛知県犬山市と連携し、既に世界文化遺産に登録済みの姫路城に代表される近世城郭をひとつの資産群として捉えることにより、姫路城の資産範囲拡張による登録を目指しています。

当準備会においては、日本イコモス国内委員会の西村幸夫元委員長をはじめとする専門家をメンバーとするワーキンググループを設置して、その指導・助言のもとで、近世城郭群が有する「顕著な普遍的価値」を証明するための共同研究や資産説明書の原案作りなどを進めています

この取り組みでは、候補となる資産が複数の県にわたって所在すること、また、拡張登録に向けては姫路城を有する兵庫県姫路市、さらには暫定一覧表掲載済みの彦根城を有する滋賀県彦根市の理解と協力が不可欠であることなどから、今後、関係各県・各市が協調し、緊密に連携を図って行く必要があります。

こうした取り組みとその課題への対処に関しては、豊富な経験と実績を有する島根県の世界遺産関係部署の協力が欠かせないことから、特段のご支援、ご助言をお願いします。

## 14. 浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について

### 【要望事項】

1. 松江市街地治水計画に基づき、朝酌川や中小河川の改修、上追子排水ポンプの増設について、早期の完成に向け事業進捗を図るよう要望します。  
また、市街地の中でも、これまでに幾度となく床上・床下浸水被害を受けている地盤の低い黒田、春日町地域の被害軽減に向けて、河川改修のさらなる促進を図るよう要望します。
2. 浸水被害を未然に防ぐためにも、引き続き、県管理河川における樹木伐採、堆積土砂撤去などの維持管理の充実を図るよう要望します。
3. 土砂災害危険箇所の多い松江市の現状を鑑み、土砂災害を未然に防止するため、砂防関係事業の予算を確保し、ハード対策による整備を強力に推進するよう要望します。

### 【要望背景】

1. 近年、全国各地で記録的豪雨が局地的に頻発し、極めて短時間に住宅浸水や土砂災害による深刻な被害が発生しています。本市においても、平成 29 年 7 月 25 日の記録的な豪雨により、市街地中心部の河川・水路が氾濫し、道路の冠水による車両の水没や家屋の浸水被害が発生しました。特に市街地の住宅密集地においては、大橋川改修に合わせた河川改修等に加えて、地域特性に即した内水対策が最重要です。
2. 浸水被害の原因の 1 つとして、急峻な地勢、曲線形のある中小河川においては、堆積土砂が滞留し、正常な河川の水流を阻害していることが考えられます。このような河道状態で集中豪雨による急激な水位変動が起これば、堤防等の決壊などにより沿川住宅地への甚大な被害を与えることから、堆積土砂撤去などの維持管理が必要です。

本市においても、平成 29 年 9 月台風第 18 号、平成 30 年 9 月の台風 24 号による 2 回の集中豪雨では、県管理河川の意宇川において、下流の住宅地沿いの出雲郷水位が避難判断水位 (2.80m) を超え、その上流では一気に水位上昇があり、下流への更なる水位上昇が想定されたため、周辺地区住民に避難勧告を発令し、避難する事態となりました。

3. 松江市には約 3,400 の土砂災害危険箇所がありますが、令和元年度末時点で、松江市内の土砂災害危険箇所の整備率は約 17%と低い状況です。土砂災害特別警戒区域の指定にあたり実施した単位自治会等への説明会の中でも、ソフト対策に併せてハード対策を期待する声が非常に多くあり、ハード整備の推進が必要です。

## 15. 都市基盤整備及び農林水産基盤整備に係る重要施策について

### 【要望事項】

市民が安心安全に生活でき、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため、別冊に掲げております土木・農林水産ハード関連施策につきましても、格別のご配慮をいただきますよう要望します。

### 【要望背景】

東日本大震災以降、大規模災害時における高速道路ネットワークの重要性が再認識されていますが、熊本地震のような地震がいつ、どこで発生してもおかしくない状況です。現に平成30年4月9日未明に島根県西部で最大震度5強の地震が発生していることから、幹線道路網の整備や橋りょうの耐震化など、道路の防災・震災対策が急がれます。

平成30年7月の西日本豪雨や昨年10月の令和元年東日本台風(台風第19号)をはじめ各地で記録的豪雨が頻発し、極めて短時間に住宅浸水や土砂災害が発生し深刻な被害をもたらしていることから、治水・治山対策や土砂災害対策などをより一層推進する必要があります。

本市の総合戦略を実現するための重点プロジェクトのひとつである「農林水産業の成長産業化」を推進するため、競争力強化に向けた基盤整備事業などに取り組む必要があります。